

(平成26年10月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

四国（愛媛）厚生年金 事案 1259

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（当時）における資格取得日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から同年10月5日まで

昭和27年7月にB社に就職し、申立期間についてはA社に出向し、その後、退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業所名称は不明であるものの、申立人に係る昭和38年9月1日から45年12月20日までの期間における雇用保険被保険者記録が確認できること、オンライン記録により、申立期間前後の期間において、B社の関連会社と考えられる事業所における申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できること及びA社の複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたと認められる。

また、A社の元役員が、厚生年金保険の適用事業所間において出向が行われる場合、出向先においても継続して厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されていた旨の供述をしていることから判断すると、上述のとおり、申立期間前後にB社の関連会社と考えられる事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年10月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1260

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（当時）における資格取得日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から同年7月2日まで

昭和27年7月にB社に就職し、退社するまで継続して勤務していた。申立期間についてはB社C支店において勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社D本社が保管する社会保険被保険者台帳について、同社は、申立人が昭和41年8月にE社（当時）に異動した際に作成された可能性があるとしているところ、同台帳においては、申立人が27年7月に入社したことが確認できるものの、退職日の記載が確認できないこと、オンライン記録により、申立期間前後の期間において、B社及び同社の関連会社と考えられる事業所における申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、並びに同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間を含む27年7月から、少なくとも同台帳が作成された41年8月までは同社を退職しておらず、B社及び同社の関連会社に継続して勤務していたと認められる。

また、オンライン記録により、B社C支店（当時）において、申立人と同様に昭和38年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚14人は、

同社の関連会社において同日に被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人も同日に同社の関連会社と考えられるA社に異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年7月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1264

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年3月24日に労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、申立人のA事業所B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年3月14日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名： 男
基礎年金番号：
生年月日： 昭和5年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和19年3月24日から20年3月14日まで

私は、学校を卒業した昭和19年3月から、C方面にあったA事業所の工場において、D職として働いていた。

E市F区にあった自宅が昭和20年3月13日の大空襲により焼失したときまでは、間違いなくA事業所に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和19年3月24日に被保険者資格を取得した記録が確認できるものの、当該名簿には資格喪失日の記載が無く、基礎年金番号に未統合の被保険者記録となっている。

また、申立事業所の関連会社であるG社が保管するA事業所の名簿に、申立人と同姓で名が一字相違している者の記載があり、同名簿に記載された番号と上記のA事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された番号が同一であることから判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であることが認められる。

さらに、申立人は、A事業所における退職前の当時の状況について、「昭和20年3月13日の大空襲により、E市F区にあった自宅は焼失した。勤務していた工場及び当時住んでいた工場近くの寮に被害がなかったため、自宅の消火作業を手伝った。」旨を詳細に主張していることから判断すると、申立人は、

少なくともH空襲があった20年3月13日までは申立事業所に継続して勤務していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、H空襲があった日の翌日である昭和20年3月14日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所B工場の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、申立人は、勤務していたA事業所の工場の所在地をI沿線であった旨主張しているところ、i) A事業所B工場に係る事業所台帳において、同工場の所在地は、「J区K町」と記載されているものの、記号は、商号登記簿謄本により確認できるA事業所の営業所(本社)があったL区を示す「組L2」とされていること、ii) A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失年月日欄に「引継」とゴム印が押され、備考欄に複数の工場名が省略表記されていること、iii) 事業所記号簿において、事業所名称欄の記載は、「A事業所本社」と「A事業所B工場」が併記されていること等から判断すると、同工場において一括して厚生年金保険の適用がなされていたものと考えられる。

四国（徳島）厚生年金 事案 1261

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 1 日から 22 年 12 月 31 日まで
生前、私の夫はAで働いていた期間が厚生年金保険の空白期間になっていると主張していたところ、昭和 21 年 4 月からの加入記録が見付かったが、年金事務所に保管されている台帳に不備があり、1 か月しか厚生年金保険の被保険者期間として認められないことに納得できないため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人がAで働いていた期間が厚生年金保険の空白期間になっていると主張していたとしているが、申立人は既に亡くなっていることから、当時の勤務状況、同僚の氏名等について確認することができない上、申立期間は婚姻前の期間であり、申立人の妻から、申立期間における申立人の勤務状況等について回答を得ることもできない。

また、申立事業所は既に適用事業所ではなくなっており、オンライン記録において同社に係る記録は確認できず、事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する関連資料を得ることができない上、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険の被保険者であったと思われる 22 人のうち、連絡先が判明した 3 人に照会したところ、3 人とも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間後に勤務した事業所から提出された、申立人が記載した履歴書の職歴欄には、申立事業所である B 事業所の記載は確認でき

ない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1262

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年頃から 38 年頃まで

申立期間については、A社でB職として勤務し、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者として記録されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社でB職として勤務したと主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「申立人が、B職として勤務していたことを覚えている。」旨供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、複数の同僚が、「A社におけるB職の雇用形態は臨時職員又は日雇であり、同社で正社員となる職種は、C職、D職、E職、F職及びG職であった。」旨供述しており、二人の同僚が、「同社の正社員は健康保険及び厚生年金保険に加入し、臨時職員は日雇労働者健康保険に加入していた。」、「B職は、日雇労働者健康保険手帳に毎日印紙を貼っていた。」旨それぞれ供述しているところ、申立期間当時、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、文書照会の回答が得られた34人は、いずれもB職以外の職種を回答している。

また、申立人及び同僚の回答において、A社でB職として勤務していたとされる者は、同社に係る被保険者名簿に名前が見当たらない上、既に死亡しているため、供述を得ることができない。

さらに、H年金事務所から提出された日雇労働者健康保険被保険者索引名

簿によると、昭和 37 年度のページに、申立人と同姓同名の者が記載されている上、前述の申立人と同様に B 職として勤務していたとされる者も当該名簿に記載されている。

加えて、A 社に係る被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1263

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 26 日から 61 年 3 月 31 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。昭和 60 年から約 1 年間入院していたが、退院後に申立期間の厚生年金保険料を請求どおりに社会保険事務所（当時）に納付したので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る法人登記簿謄本並びに同社から提出された辞任届及び取締役会議事録によると、申立人が昭和 60 年 4 月 25 日に同社の代表取締役及び取締役を辞任していることが確認できるところ、オンライン記録から、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、「申立人は、申立期間に同社で勤務しておらず、一度も顔を合わせたことが無い。」と供述している上、申立人が申立期間に同社に在籍していたことをうかがわせる関連資料及び供述も無い。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 60 年 4 月 26 日から 61 年 10 月 24 日までの期間に、健康保険の傷病手当金が全額（標準報酬日額の 6 割）支給されていることが確認できることから、申立人は、申立期間において同社の事業主から給与を支給されていなかったと考えられる上、申立期間の厚生年金保険料の納付に係る資料は確認することができない。

さらに、前述の被保険者原票によると、申立人が昭和 60 年 4 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 5 月 16 日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。